

- 第4問 民事訴訟における証人尋問及び当事者尋問に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
- ア 当事者尋問の申出は、証明すべき事実を特定しなくても、することができる。
- イ 当事者本人を尋問する場合において、その当事者は、裁判長の許可を受けなくとも、書類に基づいて陳述することができる。
- ウ 簡易裁判所の訴訟手続において、裁判所は、相当と認めるときは、当事者本人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。
- エ 16歳未満の者を証人として尋問する場合であっても、法定代理人の同意があれば、宣誓をさせることができる。
- オ 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。
- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

## ズバリ解説

肢ウは簡易裁判所における尋問の書面による代替、肢エは16歳未満の者の宣誓が論点となっています。いずれの論点も、過去に本試験の出題実績があり、特に肢ウの論点については頻出となっていますので、しっかりと学習し、今後の出題に備えておくといでしょう。

民訴法：07c

第3問

## 証人尋問・当事者尋問

- 次のアからオまでの記述のうち、地方裁判所による証人尋問又は当事者尋問のどちらか一方の手続にのみ当てはまるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
- ア 裁判所は、遠隔の地に居住する者を尋問するときには、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問をすることができる。
- イ 裁判所は、当事者を異にする事件につき口頭弁論の併合を命じた場合、併合前に尋問をした者について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、当該尋問をしなければならない。
- ウ 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、尋問に代え、書面の提出をさせることができる。
- エ 裁判長が相当と認めるときを除き、尋問は、裁判長、その尋問の申出をした当事者、他の当事者の順序とする。
- オ 16歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を尋問する場合には、宣誓をさせることはできない。
- 1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ